

「北海道地域材利用推進方針」の概要

※下線は令和3年度の主な改正箇所

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく国の基本方針に即し、北海道の建築物及び公共土木工事などにおける地域材(※)の利用の促進に関する基本的方向等を定める。

※「地域材」とは、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材

第1 建築物等における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

- ・地域材の利用の促進は、林業・木材産業の成長産業化や山村地域の活性化等に貢献
- ・木材は再生可能な資材であり、カーボンニュートラルの特性を有することから、地域材利用、森林の適切な整備の促進は、脱炭素社会の実現に貢献
- ・公共建築物のみならず、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体をはじめ、多様な分野での地域材の利用拡大が重要
- ・木材利用促進の日及び木材利用促進月間に積極的な普及啓発を実施

第2 建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- ・住宅をはじめ、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における地域材の利用の促進に必要な技術の普及や人材を育成する研修、情報提供を実施
- ・木材の耐火性能等の技術の普及や木造化に係るコスト面の解決状況等を踏まえ、全ての建築物を対象に木造化を促進
- ・建築主と国又は地方公共団体等とが締結する「建築物木材利用促進協定」制度の積極的な周知
- ・CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の普及
- ・内装等の木質化、木材製品の利用、木質バイオマスの利用の促進

第3 道が整備・施工する公共建築物等における地域材の利用の推進

- ・公共建築物は技術やコストの面で困難であるものを除き、原則すべて木造化
- ・内装等の木質化や木製家具等には、積極的に地域材を活用

第4 建築物等の整備・施工の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

- ・建築物等に利用する地域材の円滑な供給の確保
- ・強度や耐火性等に優れた品質・性能が高い建築材の製造に係る技術の開発・普及の促進

第5 建築物以外での地域材の利用の促進

- ・鳥獣被害進入防止柵など農業施設での地域材の利用の促進
- ・木質ペレットなど木質バイオマスのエネルギー利用の促進

第6 その他必要事項

- ・公共建築物等の整備においては建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるとともに、利用者のニーズ等を十分に考慮し、総合的に判断
- ・利用状況を把握するための調査を実施するほか、優良な木造建築事例や新たな技術の普及開発や、設計・施工技術者による情報交換を実施